

議案第二百二十四号

訴えの提起について

右の議案を提出する。

令和五年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

訴えの提起について

左記のとおり訴えを提起する。

記

一 件 名 不当利得返還等の請求に関する民事訴訟

二 訴訟当事者 原告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

被告 個人（病院開設者）

三 事件及び訴えの要旨

(一) 診療報酬及び高額療養費の不当利得

港区（以下「区」という。）は、埼玉県内の病院の開設者である個人（以下「病院開設

者」という。)に対して、区の国民健康保険被保険者に係る、平成三十一年一月分からの診療報酬(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第一項に基づく診療報酬をいう。以下同じ。)又は高額療養費(同法第五十七条の二第一項に基づく高額療養費をいう。以下同じ。)を支払い、又は負担している。

令和二年二月二十七日に厚生労働省関東信越厚生局が実施した、施設基準等に係る適時調査により、平成二十八年六月分から令和二年一月分までの間の診療について、当該病院が、基本診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十二号)に定められている基準を満たしていないことが判明した。

また、これを受け、病院開設者が、区が支出した、平成三十一年一月分から令和二年一月分までの間の診療報酬百四十六万九千九百八十六円及び高額療養費四十八万八千八百九十六円の合計額百九十五万八千八百八十二円の利得(以下「本件不当利得」という。)を不当に得ていたことが判明した。

## (二) 訴訟の提起

区は、病院開設者に対して本件不当利得の返還請求を行ったが、病院開設者は、返還を一切しなかった。

その後、区は、病院開設者に対して督促を行ったが、病院開設者は、令和五年十一月二十日において、本件不当利得を返還していない。

よって、区は、病院開設者を被告として、本件不当利得及びこれに対する利息の支払並びに仮執行の宣言を求める訴えを提起する。

#### 四 訴訟遂行の方針

本件訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるとする。

(説明)

訴えを提起する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。